

公 示

準特定地域における適正と考えられる車両数について

近運自二公示第19号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので別添のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

令和6年8月30日

近畿運輸局長 岩城 宏幸

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数 (両)		令和5年度末 車両数 (両)	令和5年度末車両数と 適正車両数 (上限) と の乖離率 (%)
		上限	下限		
大阪	大阪市域	8,254	7,337	12,336	33.1
	北摂	306	272	683	55.2
	河北	409	364	725	43.6
	河南	109	95	153	28.8
	河南B	89	79	120	25.8
京都	京都市域	3,713	3,301	5,635	34.1
兵庫	神戸市域	2,865	2,546	4,687	38.9
	東播磨	281	246	559	49.7
	姫路・西播磨	503	423	787	36.1
奈良	奈良市域	220	196	313	29.7
	生駒	78	69	147	46.9
	中部(奈良)	98	87	159	38.4
滋賀	大津市域	195	174	321	39.3
	湖南	175	155	267	34.5
	中部(滋賀)	67	56	131	48.9
	湖東	57	48	112	49.1
	湖北	98	79	155	36.8
和歌山	和歌山市域	515	402	857	39.9

※上記「令和5年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「タクシー特措法」という。）第2条第9項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。）を除く。）の数である。

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 366 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー（道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー（タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。）の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量*1の算定		適正車両数の算定				
		令和5年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*2	平均総走行キロ *3	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*3	実働率	
							上限値*4	下限値*4
大阪	大阪市域	189,342,617	0.93	414,638,614	0.42	2,336,100	0.80	0.90
	北摂	9,091,109	0.87	26,650,715	0.52	154,649	0.80	0.90
	河北	9,139,689	0.91	21,174,209	0.48	146,040	0.80	0.90
	河南	3,102,172	0.93	6,664,803	0.51	37,695	0.80	0.91
	河南B	2,475,970	0.92	6,236,794	0.49	35,265	0.80	0.90
京都	京都市域	76,311,097	0.92	173,804,843	0.41	1,090,415	0.80	0.90
兵庫	神戸市域	60,778,589	0.93	143,487,435	0.43	895,786	0.80	0.90
	東播磨	4,926,017	0.92	12,057,113	0.44	91,243	0.79	0.90
	姫路・西播磨	9,189,025	0.93	21,917,031	0.44	155,037	0.76	0.90
奈良	奈良市域	4,369,915	0.95	9,259,472	0.48	68,890	0.80	0.90
	生駒	1,717,559	0.92	4,246,116	0.46	28,629	0.80	0.90
	中部(奈良)	1,709,105	0.93	3,984,892	0.46	33,420	0.80	0.90
滋賀	大津市域	3,801,390	0.92	9,885,139	0.46	74,108	0.80	0.90
	湖南	3,745,503	0.94	8,108,653	0.48	56,365	0.80	0.90
	中部(滋賀)	1,111,105	0.90	2,992,182	0.45	24,949	0.74	0.90
	湖東	1,023,982	0.92	2,344,242	0.47	18,576	0.75	0.90
	湖北	1,480,194	0.95	3,290,809	0.46	28,137	0.73	0.90
和歌山	和歌山市域	7,016,707	0.93	17,613,081	0.42	148,966	0.70	0.90

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*5	下限*5
大阪	大阪市域	288	0.43	0.49
	北摂	3	0.60	0.64
	河北	2	0.53	0.58
京都	京都市域	83	0.44	0.50
兵庫	神戸市域	96	0.48	0.54
	東播磨	22	0.56	0.61
	姫路・西播磨	19	0.43	0.52

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」、「実働率」及び「乖離率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1・・・「輸送需要量」＝「令和5年度総実車キロ」×「平均対前年度比率」

*2・・・「平均対前年度対比」は、平成31年度(令和元年度)から令和5年度における総実車キロの対前年度比率の平均値

*3・・・「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成31年度(令和元年度)から令和5年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*4・・・実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値

*5・・・乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率